

保 存 版

警報発令時の対応について

1. 「橿原市」に警報が発令されているかの確認

「奈良県北西部」に警報が発令されていても、「橿原市」に発令されていない場合があります。その場合は通常通りに登校します。

☆ 橿原市に警報が発令されているかどうかを確認する方法

- ① テレビでは……
NHK奈良 デジタル1CH NHK大阪 デジタル3CH
- ② インターネットでは……
奈良地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/nara/>
- ③ 真菅北小学校ホームページでは……
「警報時の対応」をクリックすると確認できます。

2. 登校前に「橿原市」に警報が発令されている場合

| | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 午前7時現在、いずれかの警報が発令されている場合 | 自宅待機し、解除されるのを待ちます。 |
| 警報が午前9時までに解除された場合 | 各部団とも9時30分に集合し、部団登校します。給食があります。 |
| 警報が午前9時までに解除されない場合 | 臨時休校とします。 |

3. 登校後に警報が発令された場合

前日に配布した紙に書き入れ、児童に持たせてください。天気の様子や通学路の安全を確認し、学校待機か下校するかを決定し、「緊急メール」でお知らせします。

4. メール配信について

- ① 橿原市に警報が発令された場合は、学校から「緊急メール」を送信します。
- ② 橿原市の「安全・安心メール」に登録されている場合は、「警報」が発令された時、市から自動配信されます。登録方法は裏面をごらんください。

地震発生時の対応について

日頃より「地震」発生を想定した備えを心がけておくことが大切です。つきましては、下記事項についてのご理解・ご協力をお願いします。

橿原市において「震度5弱以上」の地震が発生した場合

1. 自宅待機とします

なお、休みの日に発生した場合も含め、以降の登校については、災害の状況に応じて市及び教育委員会と連携の上、学校から連絡させていただきます。

2. 被災状況により、避難所が開設される場合があります

各家庭において、被害状況によりご判断願います。

3. 登校後に発生した場合は

保護者に引き取りの依頼通知をします。保護者が引き取りに来られるまで学校で保護します。

4. 登下校中に発生した場合は

教職員が校内及び通学路における安全確認及び避難誘導に努めます。

橿原市において「震度4以下」の地震が発生した場合

1. 原則として通常通り授業を行います2. 在宅時に発生した場合は

各家庭及び通学路等の被害状況により、欠席や自宅待機及び避難等について、ご判断願います。なお、欠席の場合には学校に連絡願います。